

企業結合専門委員会
少数株主持分の取扱い

1. これまでの経緯

- 本年7月に公表した論点整理では、少数株主持分の取扱いについて、従来どおり、いわゆる親会社説（参考資料1）に基づき会計処理する旨の方向性を示した上で、支配を継続している場合の会計処理として、①【A案】親会社持分の変動によって生じる差額を評価・換算差額等とする案と②【B案】子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する案の二つが提案されている（参考資料2）。
- この論点整理に対するコメントを分析したところ、方向性で示した親会社説に基づくA案、B案に対するコメントの他に、国際的な会計基準に合わせ少数株主持分を資本とすべきとする意見も見られた（参考資料3）。また、IASBでは、負債と資本のプロジェクトが現在行われており、そのプロジェクトの結果に影響を受けるため、現状では見直すべきではないという意見も見られた。
- 上記の状況を踏まえ、本資料では、A案、B案に加え、少数株主持分を資本とする案と現状のまま修正しない案を含め、比較検討を行っている。また、【案1】は論点整理では、具体的な会計処理について詳述していないため、現段階での追加的な分析を行っている。

2. 各案の内容

	少数株主持分の純資産での取扱い	具体的な会計処理
[案1] 少数株主持分を資本とする	株主資本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少数株主持分を株主資本の一部として、株主資本の中で区分表示する。 ■ 少数株主との取引は、資本取引とする。
[案2] 論点整理のA案	株主資本以外の純資産	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額は、評価・換算差額等とする。 (子会社である間は、親会社持分が変動しても、損益は生じず、支配を喪失した場合に、評価・換算差額等が損益にリサイクリングされる。)
[案3] 論点整理のB案	株主資本以外の純資産	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 追加取得時の差額＝評価・換算差額等に計上して（従来はのれん）、20年以内に償却 ② 子会社の一部売却＝一時の損益 ③ 子会社の持分変動に伴う差額＝持分比率増加の場合①、減少の場合②

[案 4] 従来处理の継 続	株主資本以外の純 資産	<p>■ 子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する。</p> <p>① 追加取得時の差額＝のれんに計上し 20 年以内に償却</p> <p>② 子会社の一部売却＝一時の損益</p> <p>③ 子会社の持分変動に伴う差額＝持分比率増加の場合 ①、減少の場合②</p>
----------------------	----------------	--

3. 少数株主持分の取扱いの論拠

(1) 国際的な会計基準における考え方

- 非支配持分は、概念フレームワーク上の負債ではなく、資本(equity)の定義を満たす。ただし、連結財務諸表の利用者が、非支配持分に係る持分から親会社に係る持分を容易に決定できるように、非支配持分は親会社の持分から区分して表示する。(IAS 第 27 号 B31 項、B32 項) (SFAS 第 160 号 B33 項、B34 項)
- 概念フレームワークでは資産、負債と資本を定義している。親以外の所有者が保有する、子会社の持分(非支配持分)を報告するために、連結財務諸表へ新要素を創設すべき強い理由は存在しない。(SFAS 第 160 号 B31 項、B32 項)

(注) 国際的な会計基準では、我が国の少数株主持分に相当するものを非支配持分¹と呼んでいる。

(2) 日本の会計基準における考え方

- 親会社の株主の持分のみを資本とする(親会社説)。
- 国際的な会計基準では、負債の定義を満たしていないので、差額概念の資本となると述べているに過ぎない。日本の会計基準においては、少数株主持分は純資産に含まれ、その意味では既にコンバージェンスが図られている。
- 連結財務諸表が提供する情報は、主として親会社の投資者を対象とするものである。
- 親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映する。
- 親会社の株主は、親会社及び子会社における資本に対する請求権を有しているが、少数株主は、子会社における資本に対する請求権を有しているにすぎないため、親会社の株主と少数株主とではリスク及びリターンは大きく異なる。
- 子会社に欠損が生じた場合についても、通常、少数株主は親会社と同じ負担をしないと考えられる。

¹ IAS 第 27 号 BC 第 28 号によると、企業に対する少数持分の所有者が企業を支配することや、過半数の持分の所有者が企業を支配していないこともあるため、名称を変更することにより、企業に対する支配持分を有していない所有者の持分について、より正確な表現にしたものであるとしている。

- 資本市場で実際に取引されているのは、企業集団の株式ではなく、親会社の株式であることから、少数株主に係る分を除く成果とそれを生み出す元手に関する情報がその投資意思決定に有用になると考えられる。



- したがって、国際的な会計基準においても、当期純利益のうち親会社に係る額や、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動額を開示するとしており、さらに、その親会社に係る部分に基づいて1株当たり当期純利益を算定していることを踏まえ、現行の会計基準に基づく利益及び資本を示すことこそ、財務報告の目的に役立つと考えられる。

4. 各案の比較

	メリット等	デメリット等
[案1] 少数株主持分を資本とする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な会計基準へコンバージェンスすることとなる。 ・ 資本の中で、有用と考えられる親会社株主の持分、(親会社に係る) 当期純利益を継続的に区分表示する限り、これまでの情報提供と遜色はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の株主資本の範囲、当期純利益の範囲について、変更する必要があり、親会社に係る当期純利益が把握しづらくなる。 ・ 本来的に親会社株主と少数株主とは異なるため、国際的な基準でもこれらを区分して開示しているが、別の主体との取引であれば、資本の中で区分するのではなく、最初から区分すべきである。 ・ 今後、IASB と FASB の資本と負債の区分の検討結果に影響を受ける可能性がある。 ・ 純資産の部の会計基準など、多数の会計基準を修正する必要が生じる。 ・ 個別において、持分の変動による差額を資本剰余金とした場合、会社法との調整が必要となる可能性がある。
[案2] 論点整理のA案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有用と考えられる親会社株主の持分、(親会社に係る) 当期純利益が容易である。 ・ 現行の株主資本の範囲、当期純利益の範囲について、変更する必要がない。 ・ 純資産の金額は、国際的な会計基準と同様になる。 ・ 持分の変動による差額を損益へ影響させないため、支配喪失までの間は、国際的な会計基準と同様の純利益になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な会計基準と、少数株主持分に関する取扱いが異なる。 ・ 支配喪失後は、リサイクルされるため、純利益の金額が国際的な会計基準と異なる。

	メリット等	デメリット等
[案3] 論点整理 のB案	<ul style="list-style-type: none"> ・有用と考えられる親会社株主の持分、（親会社に係る）当期純利益が容易である。 ・現行の株主資本の範囲、当期純利益の範囲について、変更する必要がない。 ・純資産の金額は、国際的な会計基準と同様になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な会計基準と、少数株主持分に関する資本の取扱いが異なる。 ・純利益の金額が国際的な会計基準と異なる。
[案4] 従来处理 の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、IASB と FASB の資本と負債の区分の検討結果に影響を受ける可能性があるため、現行の会計処理を現段階では見直さない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な会計基準と、少数株主持分に関する取扱いが異なる。 ・純資産、純利益の金額が国際的な会計基準と異なる。

5. 「【案１】少数株主持分を資本とする」を採用した場合の追加的な検討

(1) 純資産の部に与える影響

(個別貸借対照表)	(連結貸借対照表)
純資産の部	純資産の部
I 株主資本	I 株主資本
1 資本金	1 支配株主持分【案１】
2 新株式申込証拠金	(1) 資本金
3 資本剰余金 ²	(2) 新株式申込証拠金
(1) 資本準備金	(3) 資本剰余金 ²
(2) その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
4 利益剰余金	(4) 利益剰余金
(1) 利益準備金	
(2) その他利益剰余金	
××積立金	
繰越利益剰余金	
利益剰余金合計	
5 自己株式	(5) 自己株式
6 自己株式申込証拠金	(6) 自己株式申込証拠金
	支配株主持分合計
	2 非支配株主持分【案１】
株主資本合計	株主資本合計
II 評価・換算差額等	II 評価・換算差額等
1 その他有価証券評価差額金	1 支配株主に係る評価・換算差額等【案１】
2 繰延ヘッジ損益	(1) その他有価証券評価差額金
3 土地再評価差額金	(2) 繰延ヘッジ損益
4 持分変動差額【案２】	(3) 土地再評価差額金
	(4) 為替換算調整勘定
	(5) 持分変動差額【案２】
	2 非支配株主に係る評価・換算差額等【案１】
評価・換算差額等合計	評価・換算差額等合計
III 新株予約権	III 新株予約権
	IV 非支配株主持分【案２】【案３】【案４】
純資産合計	純資産合計

² 【案１】では、資本剰余金に持分の変動による差額が含まれる。

- 【案1】を採用した上で、現行の我が国の純資産の部の考え方に照らした場合の表示の案である。なお、参考までに[案2][案3][案4]の場合においても、比較可能なように記述している。
- 【案1】では、非支配株主持分を株主資本に含めた上で、株主資本合計を、支配株主持分合計と非支配株主持分に分けることとしている。このことにより、株主資本と当期純利益の対応を図った上で、支配株主持分と親会社に係る当期純利益との対応を図れるようにしている。
- ここでは、仮置きで「支配株主持分」という用語を使用している。
- なお、国際的な会計基準（IAS第1号の適用ガイダンス）では、資本の部を、株主資本、利益剰余金、その他の包括利益累積額、非支配持分に区分することとされている。

(2) 損益計算書の表示に与える影響

① 案1を採用した場合のイメージ

【A案】

<連結損益計算書>

売上高	10,000

税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	(900)
当期純利益	<u>1,300</u>
（内訳）親会社株主に係る当期純利益	1,000
少数株主に係る当期純利益	300

<連結包括利益計算書>

当期純利益	1,300
親会社株主に係るその他の包括利益	600
少数株主に係るその他の包括利益	100
包括利益	<u>2,000</u>
（内訳）親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400

【B案】

＜連結損益計算書³＞

売上高	10,000

税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	(900)
当期純利益	1,300
少数株主に係る当期純利益	(300)
親会社株主に係る当期純利益	<u>1,000</u>

＜連結包括利益計算書＞

親会社株主に係る当期純利益	1,000
親会社株主に係るその他の包括利益	600
親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400
包括利益	<u>2,000</u>

(参考：SFAS 第 160 号付録 A では、最後の行は親会社株主に係る利益)

＜連結損益計算書＞

売上高	10,000

税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	(900)
当期純利益	1,300
少数株主に係る当期純利益	(300)
親会社株主に係る当期純利益	<u>1,000</u>

＜連結包括利益計算書＞

当期純利益	1,300
親会社株主に係るその他の包括利益	600
少数株主に係るその他の包括利益	100
包括利益	<u>2,000</u>
少数株主に係る包括利益	(400)
親会社株主に係る包括利益	<u>1,600</u>

³ この表示例では 2 計算書方式によっているが、1 計算書方式とすることも可能である。

② 「財務諸表の表示に関する論点の整理」の案（親会社説を基礎）

連結財務諸表

<連結損益計算書⁴>

売上高	10,000
-----	-----
税金等調整前当期純利益	2,200
法人税等	(900)
少数株主損益調整前当期純利益	1,300
少数株主利益	(300)
当期純利益	<u>1,000</u>

<連結包括利益計算書>

(1案)

当期純利益	1,000
親会社株主に係るその他の包括利益	600
親会社株主に係る包括利益	1,600
少数株主に係る包括利益	400
包括利益	<u>2,000</u>

(2案)

少数株主損益調整前当期純利益	1,300	
親会社株主に係るその他の包括利益	600	
少数株主に係るその他の包括利益	100	700
包括利益	<u>2,000</u>	
（内訳）親会社株主に係る包括利益	1,600	
少数株主に係る包括利益	400	

⁴ この表示例では2計算書方式によっているが、1計算書方式とすることも可能である。

(3) 【案 1】を採用した場合の親会社持分に係る利益の表示及び注記

- 上記(2)①案 1 を採用した場合のイメージのとおり、IAS 第 1 号第 83 項では、当期の配分金額として、包括利益計算書に以下の項目を開示することを求めている。
 - (a) (i) 非支配持分及び(ii)親会社の所有者、それぞれに係る当期の純損益
 - (b) (i) 非支配持分及び(ii)親会社の所有者、それぞれに係る当期の包括利益合計
- また、IAS 第 27 号第 41 項では、支配の喪失とならない子会社に対する親会社の所有持分の変動が、親会社の所有者に係る持分に与える影響を示す「表」(schedule) での開示を求めている。「表」については、SFAS 第 160 号第 38 項でも同様の開示を求めており、下記は SFAS 第 160 号 A7 項の例示である。

	<u>20X3</u>	<u>20X2</u>	<u>20X1</u>
ABC 社に係る純利益	\$ 37,500	\$ 22,000	\$ 30,000
非支配持分振替高			
子会社 A 社の普通株式の売却による資本剰余金の増加		10,000	
子会社 A 社の普通株式の購入による資本剰余金の減少	(8,000)		
非支配持分純振替高	(8,000)	10,000	
ABC 社に係る純利益及び非支配持分振替高	\$29,500	\$32,000	\$30,000

- これらの開示により、現状の「親会社に係る当期純利益」が把握可能となっている。ただし、SFAS 第 160 号では、非支配持分振替高が EPS の計算における分子には含まれない。

(4) 子会社の欠損の負担の取扱い

- 連結会計基準第 27 項では、子会社の欠損のうち、当該子会社に係る少数株主持分に割り当てられる額が当該少数株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させるとしている。
- 国際的な会計基準では、子会社が欠損の場合、比例的に親会社持分と少数株主持分に割り当てることとされており、全額親会社負担とはされていない。【案 1】を採用した場合、この取扱いを採用するか否かが論点になる。
- なお、IAS 第 27 号の結論の背景 (BC38 項から BC40 項) によると、親会社と同じように非支配持分へ割り当てることについて、非支配持分は子会社に資産を抛出する追加的な義務はないものの、親会社もそうであること、非支配持分は子会社に対する投資のリスクと経済価値に比例的に参加していること、親会社は必ずしも子会社の負債について責任を負っていないこと、親会社が企業集団内で資産を移動させる能力を制限する要因が存在し、企業集団の資産を企業が必ずしも自由に利用できないことも多いことを挙げている。

(5) 未実現損益の消去の取扱い

- 連結会計基準第 38 項では、いわゆるアップストリームにおいて、売手側の子会社に少数株主持分が存在する場合には、未実現損益は、親会社と少数株主の持分比率に応じて、親会社と少数株主の持分比率に応じて、親会社の持分と少数株主持分に配分する（全額消去・持分按分負担方式）としている。したがって、親会社の持分相当額だけの未実現利益が繰り延べられている。
- 国際的な会計基準では、企業集団内の残高、取引高、収益及び費用は全額を相殺消去しなければならない(IAS 第 27 号第 20 項)とされており、未実現利益はすべて繰り延べられる。また、連結会計基準第 36 項では、未実現損益を全額消去する（全額消去・親会社負担方式）としている。これは、売手側の親会社に売買損益が計上されているため、いわゆるダウンストリームの場合、少数株主持分への負担は考慮する必要がないことによると言われている⁵。
- これに対して、【案 1】を採用しても、有用性の観点から非支配持分に係る利益と親会社に係る利益とを分けて表示するとすれば、子会社に販売した分のうち少数株主持分への負担だけを除く方法（全額消去・持分按分負担方式、又は、部分消去・親会社負担方式）も考えられる。

しかし、非支配持分に係る利益と親会社に係る利益とを分けて表示していたこれまでもあっても全額消去・親会社負担方式であったため、この点については改めて触れないことが適当と考えられる。

(6) 全部のれんの会計処理

- [論点 3-5] 少数株主持分の測定（全部のれんの可否）では、子会社に対する支配を獲得したのは親会社であるにもかかわらず、少数株主に関するのれんも計上されることは、自己創設のれんを計上することに相当することなどの理由から、購入のれん方式のみとする方法が示されている（第 78 項）。そのうえで、全部のれん方式を選択適用できるかどうか引き続き検討するとされている（第 79 項）。
- 【案 1】においては、少数株主も株主資本に含まれるものの、親会社株主の持分及び（親会社に係る）当期純利益を継続的に区分表示することを前提とする限り、購入のれん方式を原則として、全部のれん方式を選択適用できるかどうか検討していくことが考えられる。全部のれん方式を選択適用する際、少数株主持分の測定については、親会社の持分から推定することも考えられる。
- なお、IFRS 第 3 号 B44 項では、非支配持分の公正価値を測定するにあたり、子会社株式に活発な市場の価格がある場合は取得日の公正価値を測定できるが、活発な市場の価格を入手できない状況では、その他の評価技法を用いて測定するとしている。

⁵ 例えば、JICPA「連結財務諸表作成要領」（昭和 51 年）参照

(7) 共通支配下の取引等の会計処理

- 【案1】を採用した場合、以下のとおり、個別財務諸表において共通支配下の取引による持分の変動等についてどのように取り扱うかの論点がある。なお、参考までに【案2】【案3】【案4】の場合も含めて検討している。

	【案1】	【案2】 【案3】	現行の定め 【案4】
(ケース1) 子会社株式の追加取得	子会社株式	同左	同左
(ケース2) 子会社株式の売却	子会社株式売却損益	同左	同左
(ケース3 子会社との合併) 親会社の子会社と合併した場合等 ⁶ における少数株主との取引による差額の処理	資本剰余金？	評価・換算差額等	のれん又は負ののれん
(ケース4 子会社からの現金対価による事業譲受) 共通支配下の取引において、受け入れた資産及び負債の移転元の帳簿価額と、対価として交付した現金等の財産の帳簿価額との差額 ⁷ の処理	評価・換算差額等又は損益？	評価・換算差額等又は損益	のれん又は負ののれん

<ケース3 子会社との合併>

- 80%子会社を合併した場合、連結において子会社の少数株主から20%の追加取得をした場合と整合的に考える⁸と、【案1】では、差額は資本剰余金となる。このとき、【案1】以外では、株主資本は時価で計上されるが、【案1】では、発行株式の時価で株主資本を計上しても、当該差額が株主資本のマイナスになるため、株主資本合計では簿価で計上されることになる（参考例3）。

<ケース4 子会社からの現金対価による事業譲受>（参考例4）

- 共通支配下の取引において、受け入れた資産及び負債の移転元の帳簿価額と、対価とし

⁶ このほか、子会社が親会社に分割型の会社分割により事業を移転する場合も同様の差額が生じる。

⁷ 例えば、親会社から子会社へ事業譲渡、会社分割、子会社同士の合併であって、いずれも対価が現金等の財産の場合、受入資産・負債の帳簿価額と支払対価の帳簿価額との差額が生じる（企業結合適用指針第448項）。

なお、事業分離会計基準により、譲渡側においては、譲渡資産・負債の帳簿価額と受取対価（現金等）の帳簿価額との差額は、損益となる（事業分離会計基準第14項(1)）。

⁸ 企業結合適用指針第437項で示されているように、組織再編の形式が異なっても、組織再編後の経済的実体が同じであれば、連結上（合併の場合は個別上）も同じ結果が得られるように定められていることを踏まえている。

て交付した現金等の財産の帳簿価額との差額は、持分が変動する資本取引ではないため、[案1]の場合でも、差額は資本剰余金とはならない。したがって、評価・換算差額等又は損益⁹とすることが考えられる（対価として交付した現金等の財産の帳簿価額をもって、受け入れた資産及び負債の帳簿価額とする方法も考えられるか）。

- なお、評価・換算差額等とした場合、どのタイミングでリサイクリングするかが論点となる（永久に実現しない？引き継いだ資産グループを第三者へ売却又は清算したとき？）。

⁹ 企業集団内の取引でも、譲渡側において損益となるため、譲受側も当該差額を損益とすることも考えられるのではないか。現行の扱いでも、負ののれんの場合、当期の損益となる。

＜参考資料１＞

＜現行の定めにおける「親会社説」の記述＞

連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第 22 号）

本会計基準及び平成 9 年連結原則の考え方について

基本的考え方

51. 連結財務諸表の作成については、親会社説と経済的単一体説の 2 つの考え方がある。いずれの考え方においても、単一の指揮下にある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するという点では変わりはないが、資本に関しては、親会社説は、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主の持分のみを反映させる考え方であるのに対して、経済的単一体説は、連結財務諸表を親会社とは区別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成するすべての連結会社の株主の持分を反映させる考え方であるという点で異なっている。

平成 9 年連結原則では、いずれの考え方によるべきかを検討した結果、従来どおり親会社説の考え方によることとしていた。これは、連結財務諸表が提供する情報は主として親会社の投資者を対象とするものであると考えられるとともに、親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映すると考えられることによる。

本会計基準においては、親会社説による考え方と整合的な部分時価評価法を削除したものの、基本的には親会社説による考え方を踏襲した取扱いを定めている。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

結論の背景

経緯

15. 平成 9 年 6 月に企業会計審議会から公表された改訂「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）において、連結貸借対照表には、資産の部、負債の部、少数株主持分及び資本の部を設けるものとされ、子会社の資本のうち親会社に帰属しない部分は少数株主持分として、負債の部の次に区分して記載するものとされている。これは、親会社説の考え方による連結原則の下において、資本の部は、原則として、親会社の株主に帰属するものを示すこと、少数株主持分は、返済義務のある負債ではないことによる。この結果、少数株主持分は、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示することとされている。

貸借対照表の区分

18. これまで、貸借対照表上で区分されてきた資産、負債及び資本の定義は必ずしも明示されてはいないが、そこでいう資本については、一般に、財務諸表を報告する主体の所有者（株式会社の場合には株主）に帰属するものと理解されており、また、連結貸借対

照表における資本に関しては、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株主に帰属するもののみを反映させるという親会社説の考え方によることとされてきている。

32. 新株予約権は、報告主体の所有者である株主とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものであり、また、少数株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、いずれも親会社株主に帰属するものではないため、株主資本とは区別することとした（第 7 項及び第 22 項参照）。

なお、本会計基準では、表示を除く会計処理については、従来と異なる定めはしていない（第 1 項及び第 26 項参照）。このため、従来どおり、権利が行使されずに権利行使期限が到来したときの新株予約権は、当期の利益として処理し、子会社の時価発行増資等に伴い親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に生ずる差額は、原則として当期の損益として処理することとなる。

また、連結貸借対照表上、少数株主持分には、これまでと同様に連結子会社における評価・換算差額等の少数株主持分割合が含まれる（第 7 項(2)なお書き参照）。さらに、少数株主持分を純資産の部に記載することとしても、連結財務諸表の作成については、従来どおり、親会社の株主に帰属するもののみを連結貸借対照表における株主資本に反映させる親会社説の考え方によることに留意する必要がある。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針 純資産の部における項目と会計処理

13.

- (1) 新株予約権
- (2) 少数株主持分

少数株主持分を純資産の部に記載することとなっても、従来どおり、連結財務諸表の作成については親会社説の考え方による（純資産会計基準第 32 項参照）。このため、これまでと同様に、少数株主損益は、連結損益計算書において当期の損益から控除し、当期純利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算される。

また、親会社が子会社株式を追加取得した場合、追加取得により、減少した少数株主持分（増加した親会社の持分）と追加投資額との間に生じた差額は、のれん（又は負ののれん）として処理し、親会社が子会社株式を一部売却した場合（ただし、親会社と子会社の支配関係は継続しているとき）、売却した株式に対応する少数株主持分を増額するとともに、売却による親会社の持分の減少額と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理することとなる。さらに、子会社の時価発行増資等に伴い親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に生ずる差額は、原則として当期の損益として処理することとなる（連結会計基準第 28 項から第 30 項）。

自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針**（連結子会社が保有する当該連結子会社の自己株式に関する取扱い）**

49. 次に、連結子会社における当該連結子会社の少数株主との取引を、連結上の資本取引と考えるべきかが論点になる。連結子会社の少数株主との取引も資本取引であると考えた場合は、原則として損益は生じないことになる。この問題については、連結財務諸表の作成目的と関連する問題である。連結財務諸表の作成目的については、古くから連結財務諸表を親会社の財務諸表と位置付け親会社の株主の立場から連結財務諸表を作成する方法（親会社説）と、連結財務諸表を企業集団の財務諸表と位置付け企業集団を構成するすべての会社の株主の立場から連結財務諸表を作成する方法（経済的単一体説）の２つが論じられている。

現行の連結財務諸表原則（連結財務諸表に関しては、平成 20 年 12 月に企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）が公表されている。）では、親会社説を採用しており、連結子会社における当該連結子会社の少数株主との取引は、連結上の資本取引とは考えないことが適切と考えられる。

＜参考資料2＞

＜「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」今後の方向性＞

（連結財務諸表における表示等）

16. 国際的な会計基準においては、資本に非支配持分が含まれ、非支配株主との取引についても資本取引とされる。これは、資産から負債を控除したものを資本とするため、親会社が発行する普通株式や優先株式と同様に、子会社における資本に対する請求権を表わす非支配持分についても、負債ではないため資本として整理されることによる¹⁰。
17. しかしながら、親会社の株主は、親会社及び子会社における資本に対する請求権を有しているが、少数株主は、子会社における資本に対する請求権を有しているにすぎないため、親会社の株主と少数株主とはリスク及びリターンは大きく異なり、親会社株主持分と少数株主持分は同等ではない。また、子会社に欠損が生じた場合についても、通常、少数株主は親会社と同じ負担をしないと考えられる。さらに、資本市場で実際に取引されているのは、企業集団の株式ではなく、親会社の株式であることから、少数株主に帰属する分を除く成果とそれを生み出す元手に関する情報がその投資意思決定に有用になると考えられる。したがって、国際的な会計基準においても、当期純利益のうち親会社に帰属する額や、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動額を開示するとしており、さらに、その親会社に帰属する部分に基づいて1株当たり当期純利益を算定していることを踏まえると、現行の会計基準に基づく利益及び資本を示すことこそ、財務報告の目的に役立つと考えられる。また、次の点において、国際的な会計基準との比較における情報開示について差異はないと考えられる。
- (1) 我が国における現行の会計基準でも、既に、少数株主持分が負債ではなく純資産とされていること
- (2) 純資産も利益も、親会社に帰属する額と少数株主に帰属する額とを分けて示していること
18. このため、連結財務諸表における少数株主持分及び少数株主損益に関する表示等（子会社に生じた損失の配分を含む。）については、引き続き、現行の会計基準に基づく取扱いを行っていくことが適当であると考えられる。

（支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動及び共通支配下の取引等）

19. 支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動に関して、まず、これを資本取引とするかどうかは、資本の範囲に依存する¹¹。本論点整理では、資本の範囲は

¹⁰ なお、負債と資本の区分については、FASBでは平成19年（2007年）11月に、IASBでは平成20年（2008年）2月に、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表している。

¹¹ 仮に、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動が資本取引となれば、共通支配下の取引は、連結財務諸表と同様に、個別財務諸表の作成にあたっては、親会社の立場から

株主資本が適当であるとしているため、その変動によって生じる差額は損益に計上することとなる。

20. 次に、この場合において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動によって生じた差額を過去の損益の修正とするか、当期の損益とするか、将来に繰り延べるかということが論点になる。本論点整理では、当該差額について、概念上の理由に加え、実務上の観点及び国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、次の2つの案を中心に、今後検討することが適当であると考えている。

① 子会社に対する親会社持分が増加した場合も減少した場合も、純資産の部における評価・換算差額等¹²として、当該差額を将来に繰り延べ、子会社ではなくなったときに損益に振り替える（以下「A案」とする。）。

② 子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて、当該差額を処理する（以下「B案」とする。）。

21. A案は、連結財務諸表上、全部連結の下、支配が継続している間における子会社への投資は継続しており、子会社に対する親会社持分が増加した場合も減少した場合も、その増減によって生じる差額は、子会社の成果を反映したものではないため、当期における当該投資の成果（親会社の業績）とはみないという考え方である。また、この場合には、子会社ではなくなるまで、当該差額が損益に計上されない一方で純資産には反映されるため、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資すると考えられる。

22. これに対してB案は、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額の性格が、その発生原因に応じて異なるとみるものであり、また、現行の実務に与える影響を最小限にすることも重視している考え方である。したがって、この場合における当該差額の認識及び測定は、現行の会計基準における取扱い（〈図表1〉）と類似するように行うことが考えられる。また、当該差額が純資産に反映されるため、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資すると考えられる。

① 子会社株式を追加取得した場合

連結財務諸表上生じる追加投資額と減少する少数株主持分の金額との差額には、全面時価評価法のみとされた企業結合会計基準及び連結会計基準の下では、支配獲得後に生じた資産及び負債の変動分や超過収益力を示すものなど、様々な要素が含まれているため、一時の損益とすることは適当ではなく、一纏めにして純資産の部における評価・換算差額等に計上し、例えば、これまでの会計処理に鑑み、20年以内の期間にわたって損益とすることが考えられる。

① 子会社株式の一部売却の場合

は、企業集団内における内部取引とする考え方（企業結合会計基準第119項）により、例えば、親会社が子会社を吸収合併するときに当該変動によって生じる差額は、個別財務諸表の作成にあたっても資本の増減となるため、会社法等との調整も必要になると考えられる。

¹² 当該差額は、損益計算の観点から繰り延べられるため、ここでは、資産及び負債ではなく、評価・換算差額等に計上する考え方を示している。

この場合における子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額は、従来どおり、一時の損益とすることが考えられる。

② 子会社の時価発行増資等に伴う親会社の持分の増減

この場合における当該差額の会計処理についても、これまでの会計基準等の取扱いに照らし、親会社の持分比率が増加する場合は、親会社による少数株主からの子会社株式の追加取得に準じて処理し（①参照）、親会社の持株比率が減少する場合は、親会社による子会社株式の一部売却に準じて処理する（②参照）ことが考えられる¹³。

23. さらに、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額が損益に計上される場合、連結損益計算書上、A案を採った場合でもB案を採った場合でも、事業から生じる成果とは異なるため、少数株主利益のすぐ後に表示したり特別損益に表示したりすることが適当と考えられる。その結果、国際的な会計基準における開示との差異を僅少にすることができるものと考えられる（[設例 1]）が、財務諸表表示の論点とも合わせて、引き続き検討していく必要がある。

¹³ 利益剰余金に直接加減する方法は、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の持分の増減額が企業集団の当期の業績とは無関係であるという見方に対応するものであれば、むしろ評価・換算差額等に計上し、子会社ではなくなったときに損益に振り替えられるべきものと考えられる。また、利益剰余金に直接加減する方法は、当該差額を過去の損益の修正とする見方に基づくものとも考えられるが、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合の判断基準や、今後、会計上の変更があった場合に遡及適用することとなったときとの関係はもとより、当期純利益を経ずに利益剰余金が直接増減するため、問題が多いものと考えられる。

＜参考資料 3＞

＜少数株主持分の表示について、論点の整理に対する主なコメント＞

（国際的な会計基準に合わせる方向性）

- 資本の範囲が国際的な会計基準と異なっていることから、親会社持分の変動差額に対する損益認識において、国際的な会計基準と大きな差があり、適当ではないと考える。
- 子会社が国際的な会計基準に基づいている場合、本邦会計基準が国際的な会計基準と異なる場合、長期に亘る連結修正が必要となり相当な事務負荷が生じることが懸念される。
- IFRS に合わせた早急な見直しを求める理由として、親会社説に基づく現在の会計基準に固執すると IFRS への収斂が遅れることや、経済的単一体説に基づく会計基準に改めるべきであること、資産・負債では少数株主持分を区分せず、純資産でだけ少数株主持分の特殊性を強調する現在の会計基準は理論的に整合性が劣ることなどがある。

（論点整理の親会社説の方向性を支持する意見）

- 支持の理由として、親会社に対して請求権を持たない子会社の少数株主を連結集団の非支配株主だからといって親会社の非支配株主と同等には扱えないことや、国際会計基準審議会で所有主体アプローチ、企業主体アプローチの包括検討が済んでおらず、IFRS の動向がもう少し明確になるまで見直す必要はないことなどがある。
- 子会社の少数株主は、親会社の純資産に対する請求権がなく、連結財務報告の対象には含まれない。したがって、開示については、現状の取扱いを継続することが適切である。

（A 案を支持）

- 親会社持分の増減によって生じる差額は子会社の成果を反映してはならず、当期の投資成果として親会社の業績に反映すべきではないと考えている。さらに、ケースに分けて計上する B 案は煩雑で、A 案の方が解り易いため、A 案を支持する。
- 親会社と少数株主との間で持分変動が生じる場合、子会社への支配が継続する中での資本政策であり、発生する差額を損益認識することは企業経営の実態と乖離することとなる。また、子会社株式の少数株主への売却についても親会社の支配が継続している限りにおいては、連結上は子会社資産・事業を担保としたファイナンスであるとも捉えられる。以上を踏まえ、損益認識を非支配会社となる売却まで繰り延べる A 案がより望ましいと考える。
- 現在の資本概念を前提にすると、A 案によったほうが国際的な会計基準によった場合との比較は容易と考えられる。

（B 案を支持）

- 現行の実務の取扱いに近い B 案を選択することが適当ではないかと考える。
- 実際の事業活動では投資の一環として子会社株式の取得・売却がなされており、子会社持分の取得、売却といえども親会社の投資の成果としてその都度、財務諸表に反映すべき。

＜参考資料4＞

（参考例1）子会社株式を一部売却後、支配を喪失した場合（連結F/S）

P社は子会社株式80%を取得。子会社株式を20%売却した後、何年か経過し、子会社が利益250を計上した後、すべて売却し支配を喪失したとする。（税金は考慮していない）

80%取得時 P社個別B/S		S社個別B/S	
諸資産	400	諸資産	2,000
S社株式	1,600	資本金	1,000
		利益剰余金	1,000
80%取得時 P社連結B/S			
諸資産	2,400	資本金	1,000
		利益剰余金	1,000
		少数株主持分	400

①持分の変動による差額を株主資本へ計上した場合（案1）

a) P社は子会社株式を20%売却し、S社の少数株主から現金600を受け取った。

P社連結B/S			
諸資産	3,000	資本金	1,000
		持分変動差額	(=現金600－連結上の売却簿価2,000×20%)
		¹⁴	200
		利益剰余金	1,000
		少数株主持分	800 (=2,000×40%)

b) その後、子会社が利益250計上後、P社は子会社株式をすべて売却し現金1,800を受け取った。

P社連結B/S			
諸資産	2,800	資本金	1,000
		持分変動差額	200
		利益剰余金	1,600 (=取得後増加分150(=250×60%)+売却益450(=1,800-2,250×60%))

②持分の変動による差額を評価・換算差額等へ計上した場合（案2）

a) P社は会社株式を20%売却し、S社の少数株主から現金600を受け取った。

P社連結B/S			
諸資産	3,000	資本金	1,000
		利益剰余金	1,000
		少数株主持分	800
		評価差額等	200 (持分変動差額)

¹⁴ 資本剰余金に含まれる。

b)その後、子会社が利益 250 計上後、P 社は子会社株式をすべて売却し、現金 1,800 を受け取った。

P 社連結 B/S			
諸資産	2,800	資本金	1,000
		利益剰余金	1,800 (うち子会社売却益 650 = ①450 + 200 (持分変動差額))

（参考例２）子会社株式を追加取得後、支配を喪失した場合（連結 F/S）

P 社は子会社株式 80%を取得。子会社株式を 20%追加取得し 100%子会社とし、何年か経過し子会社が利益 250 を計上した後、すべて売却し支配を喪失したとする。（税金は考慮していない）

80%取得時 P 社個別 B/S		S 社個別 B/S	
諸資産	600	資本金	1,000
S 社株式	1,600	利益剰余金	1,200
80%取得時 P 社連結 B/S			
諸資産	2,600	資本金	1,000
		利益剰余金	1,200
		少数株主持分	400

①持分の変動による差額を株主資本へ計上した場合（案 1）

a) P 社は子会社株式を 20%追加取得し、S 社の少数株主へ現金 600 を支払った。

P 社連結 B/S			
諸資産	2,000	資本金	1,000
		持分変動差額 ¹⁵	▲200 (=現金 600－増加持分 2,000×20%)
		利益剰余金	1,200
		少数株主持分	0 (S 社に対する持分 0%)

b) その後、子会社が利益 250 計上後、P 社は子会社株式をすべて売却し、現金 3,000 を受け取った。

P 社連結 B/S			
諸資産	3,000	資本金	1,000
		持分変動差額	▲200
		利益剰余金	2,200 (=P 社取得後増加分 250(=250×100%) +売却益 750(=3,000-2,250×100%))

②持分の変動による差額を評価・換算差額等へ計上した場合（案 2）

a) P 社は子会社株式を 20%追加取得し、S 社の少数株主へ現金 600 を支払った。

P 社連結 B/S			
諸資産	2,000	資本金	1,000
		利益剰余金	1,200
		少数株主持分	0
		評価差額等	▲200 (持分変動差額)

b) その後、子会社が利益 250 計上後、P 社は子会社株式をすべて売却し、現金 3,000 を受け取った。

P 社連結 B/S			
諸資産	3,000	資本金	1,000
		利益剰余金	2,000 (うち子会社売却益 550=①750－200 (持分変動差額))

¹⁵ 資本剰余金に含まれる。

（参考例3）

親会社が80%子会社を吸収合併又は完全子会社化した場合の差額（個別F/S）と親会社が子会社株式を追加取得した場合の差額（連結F/S）

以下、①は親子合併において個別上、差額が生じる場合である。これと比較のため、②において親会社が子会社株式を追加取得し連結上、差額が生じる場合を示している。

（企業結合前）

P社個別B/S		S社個別B/S	
諸資産	600	諸資産	2,000
S社株式	1,400	資本金	1,000
		利益剰余金	1,000

（支配獲得後に増加した利益剰余金250）

①親会社が子会社を吸収合併した場合（S社は80%子会社）

合併にあたり、S社の少数株主へ時価600の株式を交付

P社（親会社持分80%）

諸資産	1,600	S社株式	1,400
		抱合株式益	200

P社（少数持分相当20%）

諸資産	400	資本金	600
差額¹⁶¹⁷	200		

（合併後の個別・連結B/S）

諸資産	2,600	資本金	1,600
差額	200	利益剰余金	1,200

②親会社が子会社株式を追加取得した場合（S社は80%子会社から100%子会社になる）

20%追加取得のため、増資をし、S社の少数株主へ現金600支払（現金で子会社株式を購入）

（P社の連結仕訳）

諸資産	2,000	S社株式	1,400
		少数持分 ¹⁸	400
		利益剰余金 ¹⁹	200
少数持分	400	S社株式	600
差額²⁰	200		

（追加取得後の連結B/S）

諸資産	2,600	資本金	1,600
差額	200	利益剰余金	1,200

¹⁶ [案1]の場合、資本剰余金、[案2][案3]の場合、評価・換算差額等、現行及び[案4]の場合、のれん又は負ののれん。

¹⁷ [案1]の場合、資本剰余金のため、増加する株主資本は600-200=400となり、S社の諸資産の簿価（20%）の分の株主資本が増加することになる。

¹⁸ 子会社の資本2,000×20%

¹⁹ 取得後増加剰余金250×80%

²⁰ [案1]の場合、資本剰余金、[案2][案3]の場合、評価・換算差額等、現行及び[案4]の場合、のれん又は負ののれん。

